

令和8年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和8年7月1日付・12月1日付の民生委員・児童委員の欠員補充につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、令和7年12月の一斉改選時に特例で再任した委員の後任についても、引き続き候補者を探していただくようお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

(1) 欠員地区等で民生委員・児童委員の候補者を見つけてください。

※候補者探しのための地域での民生委員活動の紹介等について、福祉保健課がご協力しますのでご相談ください。

(2) 推薦準備会の開催

(3) 民生委員・児童委員候補者の推薦

(4) 推薦書類の作成及び区への提出

※具体的な手続き及び必要な推薦書類は、各区福祉保健課からご案内します。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員 ※2/1現在、栄区は欠員無し
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和8年7月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年3月～4月 令和8年12月1日付け委嘱の場合 ⇒ 令和8年8月～9月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4 月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5 月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申	
6 月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
7 月	上旬 中旬 下旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬 中旬 下旬		
10 月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
11 月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬 中旬 下旬		令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	①適任者 18 歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
②年齢要件 (基準日) 令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	◆新任 68 歳までの方 (昭和 32 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳(昭和 26 年 4 月 2 日以降出生)までの方とすることが可能です。 ◆元職 74 歳までの方 (昭和 26 年 4 月 2 日以降出生)	◆新任 54 歳までの方 (昭和 46 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58 歳(昭和 42 年 4 月 2 日以降出生)までの方とすることが可能です。 ◆元職 60 歳までの方 (昭和 40 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64 歳(昭和 36 年 4 月 2 日以降出生)までの方とすることが可能です。
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和 10 年(2028)年 1 月 30 日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5 ～ 10 人	推薦人 5 ～ 10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,756	825	3,336	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	340	75	246	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	318	48	225	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	135	20	96	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	195	29	138	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	280	56	192	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	291	35	211	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	299	42	216	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	334	42	224	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	237	32	167	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	280	31	203	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	425	78	290	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	227	33	174	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	331	49	254	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	189	46	118	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	347	74	250	324
栄区	160	45	91	136	14	0	14	14	164	45	106	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	193	58	116	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	171	32	111	143

第5

* 定数は令和7年12月1日現在

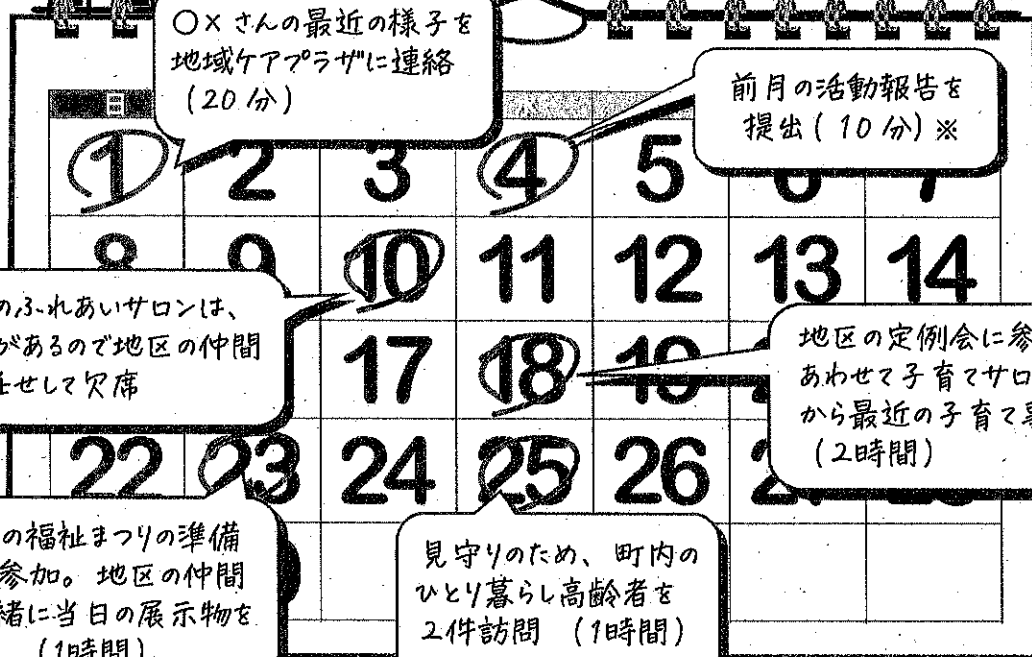


具体的には
こんな感じです

見守り

相談・交流の場
情報提供 づくり つなぎ役

ある1か月の活動例



○×さんの最近の様子を
地域ケアプラザに連絡
(20分)

前月の活動報告を
提出(10分)※

※栄区は活動報告を
インターネットで
提出できます

○○のふれあいサロンは、
私用があるので地区の仲間
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。
あわせて子育てサロン代表
から最近の子育て事情を聞く
(2時間)

来月の福祉まつりの準備
会に参加。地区の仲間
と一緒に当日の展示物を
つくる (1時間)

見守りのため、町内の
ひとり暮らし高齢者を
2件訪問 (1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 栄区役所福祉保健課 (TEL 045-894-6924) へご相談ください。

令和7年1月発行